

# 生徒指導規定

## 三重県立四日市南高等学校生徒懲戒規定

### 第1章(総則)

#### (目的)

第1条 この規定は、三重県立学校の管理運営に関する規則第47条及び三重県立四日市南高等学校学則第8章第33条に基づいて校長が行う「処分としての懲戒」及び校長・教員が行う「指導としての懲戒」を規定し、本校生徒の健全な育成を期することを目的とする。

### 第2章(処分としての懲戒)

#### (種類)

第2条 処分としての懲戒は、退学、停学及び訓告とし、校長がこれを行う。

#### (弁明の機会)

第3条 処分としての懲戒を行うに当たっては、生徒自身に必ず弁明の機会を与えなければならない。

#### (退学)

第4条 校長は、生徒の行為が、次に挙げる各号の4つの要件のいずれかに該当すると判断した場合は、退学処分にすることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者

#### (停学)

第5条 校長は、生徒が、「指導としての懲戒」や「訓告」を行ってもなお改善が見られないと判断した場合、又は本校生徒として本分に著しくもとの行為を行ったと判断した場合は、停学にすることができる。

#### (訓告)

第6条 校長は、生徒が、「指導としての懲戒」を行ってもなお改善が見られないと判断した場合、又は教育上必要があると判断した場合は訓告を行うことができる。

### 第3章(指導としての懲戒)

#### (種類)

第7条 指導としての懲戒は、教員が行う説諭の他、三重県立四日市南高等学校学則第8章第33条に基づいて行われる謹慎及び訓戒とする。

訓戒は、校長(教頭)、生徒指導主事、学年主任が行う。

#### (謹慎)

第8条 謹慎は原則として学校謹慎とし、申し渡された期間、生徒自ら反省するとともに、指示された課題学習、作文等を行う。

#### (訓戒)

第9条 校長訓戒は口頭をもって行い、当該行為について注意を与える。なお、生徒指導主事訓戒、学年主任訓戒は校長訓戒に準じて行う。

#### 附則

#### (施行期日)

1 この規定は、平成31年4月1日より施行する。